

岡山県版レッドリスト2025について

1 レッドリスト作成の背景

岡山県では、県内における絶滅のおそれのある野生動植物の現状を把握し、地域における適切な野生動植物の保護や自然環境保全施策の推進を図ることを目的として、2003年に「岡山県版レッドデータブック」を作成し、2010年及び2020年に改訂した。

県版レッドデータブックでは、国内他地域では豊富に生息・生育していながら県内ではわずかししか生息・生育していない種、あるいは、本県の固有種や局地的に生息・生育環境が限定されている種の実態を明らかにし、環境アセスメントの審査や開発行為と自然保護との調整を図る上で、また、野生動植物の保護対策を講じる上での基礎資料として活用してきた。しかし、野生動植物の生息状況は常に変化しており、また、野生動植物の分布や生息・生育状況について、毎年新たな知見が得られていることなどから、適正な保護対策を講じるためにもカテゴリーの定期的な見直しが必要となっている。

県版レッドデータブックは10年ごとの改訂を予定していることから、より現状に即し、最新の状況が反映できるよう、前回改訂後5年となるこのたび、レッドリストの作成を行うこととした。レッドリスト作成に際しては、「岡山県野生動植物調査検討会」による調査、検討を踏まえ、新たな知見や、野生動植物の現状を反映させている。

2 作業体制

レッドリスト作成に当たっては、野生動植物について優れた学識経験を有する委員から構成する「岡山県野生動植物調査検討会」において、2020年の岡山県版レッドデータブックの作成以降、毎年度データの収集及び更新を行った。

また、検討会における体制は、「運営委員会」において、作業方針や事業スケジュールなど検討会の事業に関する重要事項を協議・決定し、「動物部会」、「昆虫部会」及び「植物部会」において、それぞれの対象分類群で選定作業を実施した。

レッドリスト作成開始（2023年）以降の岡山県野生動植物調査検討会の委員は次のとおりである。なお、委員以外の者で、野生動植物に関し重要な情報を有しており、データの収集や選定作業等にご協力をいただいた方を協力員として掲載した。また、レッドリスト作成に当たり、情報提供等のご協力をいただいた団体について、協力団体として掲載した。

◇「岡山県野生動植物調査検討会」（40名）

会 長 千葉喬三（岡山大学 名誉教授）

〔動物部会〕（12名）

部会長 江田伸司（倉敷市立自然史博物館 学芸員）

副部会長 野嶋宏一（株式会社ウエスコ）

副部会長 丸山健司（日本野鳥の会岡山県支部 支部長）

阿部 司（株式会社ラーゴ）

小林秀司（岡山理科大学 教授）

阪田睦子（岡山県自然保護センター）

坂本明弘（倉敷市立自然史博物館友の会）
多田英行（日本野鳥の会岡山県支部）
中田和義（岡山大学 教授）
中本 敦（岡山理科大学 准教授）
福田 宏（岡山大学 准教授）
山田 勝（岡山県自然保護センター友の会）

〔昆虫部会〕（12名）

部会長 山地 治（岡山昆虫談話会）
副部会長 奥島雄一（倉敷市立自然史博物館 学芸員）
副部会長 吉鷹一郎（岡山野生生物調査会 会長）
岡野貴司（社会医療法人創和会 倉敷昆虫館）
加藤 学（山田養蜂場 山田みつばち農園）
末宗安之（倉敷昆虫同好会）
高橋 元（倉敷鷺羽高等学校）
中村具見（日本蝶類科学学会 理事）
水元 誠（東洋産業株式会社）
守安 敦（倉敷昆虫同好会）
渡辺昭彦（岡山昆虫談話会）
渡辺和夫（倉敷昆虫同好会）

〔植物部会〕（12名）

部会長 狩山俊悟（倉敷市立自然史博物館友の会）
副部会長 榎本 敬（倉敷市立自然史博物館友の会 評議員）
副部会長 片岡博行（社会医療法人創和会 重井薬用植物園 園長）
太田 謙（岡山理科大学 研究・社会連携部）
岡田智子（公益財団法人岡山市公園協会）
川合啓二（岡山コケの会）
熊瀬徳輝（公益財団法人岡山市公園協会）
地職 恵（岡山県自然保護センター元職員）
西本 孝（e-Tam 自然と教育研究所 代表）
森定 伸（株式会社ウエスコ）
矢野興一（岡山理科大学 准教授）
山下 純（岡山大学資源植物科学研究所 助教）

〔その他委員〕（3名）

田中勝士（公益財団法人岡山県環境保全事業団 常務理事）
尾方新一（岡山県自然保護センター 所長）
岡山県環境文化部自然環境課長

〔事務局〕

公益財団法人岡山県環境保全事業団

◇協力員

〔動物部会〕伊藤邦夫，乾隆帝，上地健琉，澤田直人，鶴崎展巨，中島広喜，益田芳樹

〔昆虫部会〕末長晴輝，千田喜博，野崎達也，野嶋宏一，藤澤侑典，渡部晃平

〔植物部会〕浅井幹夫，猪雅人，柿真理，片山久，鐵慎太郎，難波靖司，波田善夫，星野卓二，松本哲也，
雪江祥貴

◇協力団体

〔植物部会〕岡山大学資源植物科学研究所，倉敷市立自然史博物館

3 対象分類群

対象とする分類群は，以下の野生生物とした。

なお，岡山県域として人為的移入が明らかな種等や個体・個体群，種の保存を目的とした生息域外保全個体を除く飼育・栽培下の個体等については，原則調査対象外とした。

動物・・・哺乳類，鳥類，爬虫類，両生類，汽水・淡水魚類，頭索動物，尾索動物，半索動物，棘皮動物，珍無腸動物，節足動物（昆虫類，汎甲殻類（昆虫類を除く）），ヤスデ類，ムカデ類，ダニ類，ザトウムシ類，クモ類，カブトガニ類），類線形動物，環形動物，軟体動物，毛顎動物，紐形動物，腕足動物，箒虫動物，苔虫動物，内肛動物，扁形動物，二胚動物，有櫛動物，刺胞動物，海綿動物

植物・・・維管束植物（シダ植物，種子植物），コケ植物

4 項目

レッドリストの項目は原則として「番号」，「目録番号」，「和名」，「学名」，「岡山県版データブック2020」，「岡山県版レッドリスト2025」，「環境省レッドリスト2020」とした。また，分類群ごとの必要に応じ，「ID 8」（日本鳥類目録第8版のID），“目名”，“科名”や，その他科より上位の分類群名を示した。

なお，“目録番号”には，岡山県野生生物目録2019（ver2.0）の番号を示した。また，“環境省レッドリスト2020”には，環境省レッドリスト2020のカテゴリーに加えて，環境省版海洋生物レッドリストのカテゴリーも含めて示した。

5 岡山県カテゴリー定義

岡山県のカテゴリー定義については、環境省レッドリストや他県等との比較を考慮し、岡山県版レッドデータブック2020と同様に次のとおり定めた。

岡山県版レッドリストのカテゴリー定義

区分及び基本概念	要件
絶滅 すでに絶滅したと考えられる種	過去に岡山県に生息・生育したことが確認されており、かつ次のいずれかに該当するもの ① 信頼できる調査や記録により、すでに絶滅したことが確認されている。 ② 複数の信頼できる調査によっても、生息・生育の確認ができない。 ③ 過去50年間程度にわたり信頼できる生息・生育の情報が得られていない。
野生絶滅 飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に岡山県に生息・生育したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの ① 信頼できる調査や記録によりすでに野生で絶滅したことが確認されている。 ② 複数の信頼できる調査によっても、生息・生育の確認ができない。 ③ 過去50年程度にわたり信頼できる生息・生育の情報が得られていない。 ※本県産であることが確認されておれば、飼育・栽培の場所は県内外を問わない。
絶滅危惧Ⅰ類 絶滅の危機に瀕している種 もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの	① 既知のすべての個体群で、個体群が危機的水準にまで減少している。 ② 既知のすべての生息地又は生育地で、生息・生育条件が著しく悪化している。 ③ 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ ほとんどの分布域において交雑可能な別種・別亜種が侵入している。
絶滅危惧Ⅱ類 絶滅の危険が増大している種 もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの	① 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ② 大部分の生息地又は生育地で生息・生育条件が明らかに悪化しつつある。 ③ 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ 分布域の相当部分に交雑可能な別種・別亜種が侵入している。
準絶滅危惧 存続基盤が脆弱な種 現在のところ「絶滅危惧Ⅰ類」にも「絶滅危惧Ⅱ類」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位のランクに移行するような要素（脆弱性）を有するもの	① 環境条件の変化によって、容易に「絶滅危惧Ⅰ類」または「絶滅危惧Ⅱ類」に移行し得る属性を本来有しているもの。具体的には次のいずれかの要素を持つこと。 a どの生息地又は生育地においても生息・生育密度が低く希少である。 b 生息地又は生育地が局限されている。 c 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。 ② 生息・生育状況の推移からみて、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において次の傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a 個体数が減少している。 b 生息・生育条件が悪化している。 c 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d 交雑可能な別種・別亜種が侵入している。

<p>情報不足 評価するだけの情報が不足している種</p>	<p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a どの生息地又は生育地においても生息・生育密度が低く希少である。 b 生息地又は生育地が局限されている。 c 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。
<p>留意 絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種</p>	<p>岡山県特産種（周辺地域も含む） 岡山県が分布の限界となる種 タイプ産地（模式標本を採取した地域） 隔離分布</p>

(注) 種：原則として動物では種及び亜種，植物では種，亜種及び変種を含む。

【参考】環境省カテゴリー（ランク）と判断基準

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅 Extinct (EX) 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種(注1. 以下同じ)</p>	<p>過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</p> <p>具体的には、以下のいずれかの事項を満たす場合が想定される。</p> <p>①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。</p> <p>②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。</p> <p>③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。</p>	
<p>野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種</p>	<p>過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、我が国において本来の自然の生息地ではすでに絶滅したと考えられる種 (具体的要件は「絶滅」と同じ)</p>	
<p>絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p> <p align="center">絶滅危惧 T H R E A T E N E D</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。</p> <p>②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。</p> <p>③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。</p>	<p>絶滅危惧 I A 類 Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間(注2. 以下同じ)を通じて、90%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において80%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 <p>B. 出現範囲が100km²未満もしくは生息地面積が10km²未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生息地が過度に分断されているか、ただ1カ所の地点に限定されている。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。

(注1) 種：動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種（一部に品種を含む）を示す。

(注2) 過去10年間もしくは3世代：1世代が短く3世代に要する期間が10年未満のものは年数を、1世代が長く3世代に要する期間が10年を超えるものは世代数を採用する。

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p style="text-align: center;">絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p> <p style="text-align: center;">絶滅危惧 T H R E A T E N E D</p>		<p style="text-align: center;">絶滅危惧 I A 類 Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が250未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3年間もしくは1世代のどちらか長い期間に25%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> i) 50以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中に90%以上の成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の減少 <p>D. 成熟個体数が50未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、10年間、もしくは3世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が50%以上と予測される場合。</p>
		<p style="text-align: center;">絶滅危惧 I B 類 Endangered (EN)</p> <p>I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 <p>B. 出現範囲が5,000km²未満もしくは生息地面積が500km²未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息地が過度に分断されているか、5以下の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅危惧Ⅰ類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>		<p>絶滅危惧ⅠB類 Endangered (EN)</p> <p>ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が2,500未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5年間もしくは2世代のどちらか長い期間に20%以上の継続的な減少が推定される。 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> 250以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 1つの下位個体群中に95%以上の成熟個体が属している。 成熟個体数の極度の減少 <p>D. 成熟個体数が250未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、20年間、もしくは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が20%以上と予測される場合。</p>
<p>絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。 	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 <p>B. 出現範囲が20,000km²未満もしくは生息地面積が2,000km²未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生息地が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 <p>C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 10年間もしくは3世代のどちらか長い期間に10%以上の継続的な減少が推定される。 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> 1,000以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。 成熟個体数の極度の減少

絶滅危惧
T
H
R
E
A
T
E
N
E
D

カテゴリー及び基本概念		定性的要件	定量的要件
絶滅危惧 T H R E A T E N E D	絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。		D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。 E. 数量解析により、100年間における絶滅の可能性が10%以上と予測される場合。
	準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	次に該当する種 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a) 個体数が減少している。 b) 生息条件が悪化している。 c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d) 交雑可能な別種が侵入している。	
	情報不足 Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種	次に該当する種 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。 a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d) 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。	

■ 付属資料

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅のおそれのある地域個体群 Threatened Local Population (LP)</p> <p>地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する地域個体群</p> <p>①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。</p> <p>②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p>	